平成２１年（フ）第４５６号
愛媛県伊予郡砥部町高尾田110番地11
債務者　宮内　修二
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第２０号
長崎県壱岐市郷ノ浦町釘山触1272番地
債務者　吉田　智紀
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２１年（フ）第３０９号
宮崎市佐土原町下田島11113番地
債務者　齋藤　　豊（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１９４号
鹿児島県鹿児島市草牟田町１番地９　みらいビル103号
債務者　惠　　幸男
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２１３号
鹿児島県鹿児島市住吉町３番８―802号
債務者　安田　琢哉
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２７１号
鹿児島県鹿児島市吉野町2352番地５
債務者　荒垣基世幸
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３１９号
鹿児島県鹿児島市紫原７丁目20番６号　クレストコートＹ105号
債務者　秋山美紀子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３８３号
鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目57番３号
債務者　伊牟田浩一
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４１１号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台５丁目１番８―51号
債務者　榎本　幸代
1　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４１２号
鹿児島県日置市東市来町湯田4441番地５
債務者　東中村夏美
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４３８号
鹿児島県鹿児島市南新町１番29号　尾辻病院内、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市池之上町16番17号　吉永アパート206号
債務者　山下　美幸
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４５１号
鹿児島県鹿児島市坂之上７丁目30番47号　カタダコーポ204号
債務者　石井　　清
1　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４７４号
鹿児島県鹿児島市上之園町８番地15　トーカンマンションナポリ通り101号
債務者　堀之内裕一
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４７８号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯４丁目42番68―34号
債務者　山下　和代
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１２０号
鹿児島県姶良郡姶良町平松2717番地１
債務者　廣田　順子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２４０号
沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1662番地の１メゾンのーりー205
債務者　玉城　勝枝
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２４９号
沖縄県那覇市久茂地２丁目６番13号　香月荘３－Ｃ
債務者　内間　善也
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１８１号
北海道苫小牧市山手町２丁目15番12号　橋本アパートＡ102号
債務者　氏川　一樹
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部